

與するに同意あらせらる。但し此場合に於て、日本國は宗谷海峽通航の自由を保證し、且つ其の占有すべき同島の部分に於て、何等軍事上の措置を執らざるべきことを約すべきものとす。

今や露西亞全權委員は、其皇帝陛下の命令に依り、該案は協商を遂げむとする爲に、露國の爲し得べき最後の讓歩なる旨を日本國全權委員に聲明す。

小村全權委員は該文書を閲讀したる後、左の覺書をウイッテに交付したり。

日本國政府は、軍費の拂戻を要求するに正當なる理を有することを確信すと雖も、露西亞國政府が該要求を考量することを絶対に拒絶したることを領し、且つ日本國政府が該要求を固持するより必然生ずべき結果を考量し一は人道と文明との爲め、一は日露兩國真正の利益に鑑み、茲に日本國の既に行ひたる薩哈噠島占領を既成の事實として露西亞國が承認することを條件として、前記軍費拂戻の要求を撤回すべきことを日本全權委員に訓令せり。ウイッテは如上の條件が、露國皇帝の命令と一致せざるを以て、之に同意する能はずと斷言したるに、小村男爵は「日本政府は平和を克復せむとする誠實なる希望を懷くが故に、何等金錢の仕拂を請求せずして、薩哈噠島北部を露國の所有に残すことを諾す。但し其の條件として、同島南北兩部の分界線として、北緯五十度を踏襲すべく、且前掲露國覺書中に掲載せる軍事的措置に關する條件、及宗谷海峽、並に韃靼海峽通航の自由に關する約束は、之れを相互的となすを要す」と聲明せり。ウイッテ曰く、露國は未だ曾て薩哈噠島の内部及沿岸に軍事的措置を施したることなく、又將來之れを施さむとする意思なしと雖も小村男爵の意見に従ひ、前記の約束を相互ならしむるに異議なく、又同島南北兩部の分界に關しては、北緯五十度を踏襲すべきことに異議なきも、分界の確定は、特別委員をして實際の土地調査を爲さしめたる上のこととすべし」と。小村全權は此の點に就ては同一意

見なりと答へ償金割地に關する爭議解決したれば小村全權は引續き議決を要する諸問題ありとて

(一)滿洲撤兵方法 (二)滿洲に於ける雙方鐵道區分點確定 (三)鐵道保護の件。三件を提出せり。滿洲撤兵に關しては、八月十四日の會議に於て、追加約款を規定することに決定したりしを以て、小村全權は本件に關し、左の如き原案を提出したり。

下名の日本國皇帝陛下の全權委員及び露西亞國皇帝の全權委員は、本日調印の條約第二條の規定を實行せむが爲に、左の追加約款を協定せり。

日本及び露西亞國は滿洲及び其の附近に於ける兩軍隊を左記の三期に分ち、全然且つ同時に撤退すべきことを互に約す。

第一期 講和條約批准後十日以内に撤兵を開始し、四個月以内に終るべきこと。

日本軍は新民廳、奉天、撫順、興京、懷仁、楚山の線以内及び豆滿江右岸に撤退すべきこと。

露西亞軍は伯都訥、桃賴昭、山河屯、額木索、瑯春の線以内及び豆滿江左岸に撤退すべきこと。

第二期 第一期終了より四個月以内に撤兵を終るべきこと。

日本軍は牛家屯、大石橋、岫巖、鳳凰城、安平河口の線以内に撤退すべきこと。

露西亞軍は胡拉爾古、齊々哈爾、黑爾根、愛輝の線以内に撤退すべきこと。

第三期 第二期終了より二個月以内に撤兵を終るべきこと。

日本軍は遼東租借地及び韓國々境内に撤退すべきこと。

露西亞軍は露國領土内に撤退すべきこと。

前記追加約款は、講和條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべし。

ウイッテ曰く『滿洲撤兵の件は全く特別の問題にして、主として鐵道輸送力及地方の状況に依るものなれば、茲には唯協約の主要なる基礎を述べざるを得べく、其大要は(一)撤兵を實行するに方り、滿洲に殘留する日露軍隊の数は、各時期に於て略同一ならしむべく(二)軍隊は先づ前面陣地より之を撤退すべきこと、(三)如上の原則は撤兵方法及時期に關し兩國軍司令長官の間に締結すべき條約の基礎となるべきこと是れなり』と。小村全權は講和條約に於て、單に撤兵問題に關する主要の基礎のみを規定するに同意し、ウイッテに請ふに其考案を提出せむことを以てし、彼は之を諾せり。

第二の問題に就ては、寬城子(長春)を以て日露兩國鐵道の區分點とすることに確定し(第八參照)第三の問題たる滿洲鐵道保護の件に關し、日本國全權委員は、滿洲に於ける日露兩國鐵道に對し必要なる保護を加へ、且つ誤解の原因を避けむが爲に、講和條約附屬議定書に左の如き協定を爲さんことを提議す。

清國に於て自ら其責務に任じ、且之を實行し得るに至るまで、日露兩帝國政府は、各其滿洲鐵道の線路財産及運輸上必要なる保護を加へむが爲めに鐵道守備を置くの權利を保留す。但し兩國政府は右守備兵は如何なる場合に於ても、鐵道一キロメートルに付五人を超過せざるべきことを互に約す。

ウイッテは鐵道守備の兵數を豫定するの困難なるを述べ兩國の爲に最も便利なる方法は『鐵道の延長に従ひ、雙方の協議を以て之を定むるにあり』と説きたり。小村全權は主義に於てウイッテに同意したるも、本件に關し確然たる協定をなすを必要なりと述べ、ウイッテ亦之を容れたり。

尋でウイッテは此際直ちに戰闘を終止せしむるの措置を執るを以て機宜に適すと云ひ、小村全權は之に關し本國政府の訓令を求むべく、其訓令に接するまでは正確なる意見を發表

する能はずと答へ、一時休會午後三時再會、協定したるものは左の四件なり。

第一 俘虜交換の件 本件に關する日本提案の大要は『各俘虜給養費の計算書を提出し、

日本國が前記の用途に支出したる金額と露國の支出したる金額との差額は或る期日内に支拂ふべし』と云ふに在り。露國全權委員は、『期日を豫定するは不可能に屬す』とい

ひ、小村全權は本條件中に『成るべく速に之を仕拂ふべし』と記することに同意せり

第二 兩國通商關係の件 日本提案の大要は、『日露間に存在したる通商條約は、戰爭の

爲に廢止されたるを以て、講和條約中に特別なる一條を設け、追て新條約の締結あるまで兩國通商關係の基礎として相互に最惠國の待遇を與ふるの方法を採用すべし』と

いふに在り。

兩全權委員互に意見を交換したる後、ウイッテは小村全權の提議に同意し、唯今後締結すべき新條約の基礎として千八百九十五年の舊條約を採用すべき旨を條文中に明記するを必要と考ふと述べ、小村全權は之を承諾したり。

第三 日露兩國鐵道接續事務の件 此件に關しては、露國全權委員は日本全權委員の提案を承諾せり。其要旨は『日露兩國は交通及運輸を増進し且便宜ならしむるが爲に、滿洲に於ける鐵道接續事務に關し別約を締結すべし』といふに在り。

第四 批准交換の件 本件の完了を速ならしむるが爲に、『講和條約締結せられたるときは、兩國全權委員各之を本國政府に提出し其國皇帝の批准を得、日本政府は之を駐露米國大使に、露國政府は之を駐日佛國公使に電報を以て通知し、該大使及該公使をして各之を其の駐劄國政府に通告せしむべく而して右の通告は正式批准の代りとなるべし』といふに決したり。

是に於て講和に關する諸問題は悉く解決せられ、午後五時を以て散會したり。

第二 後方勤務一斑

(イ) 電信隊

電信隊の連繫は臨時電信隊、兵站電信隊及野戦電信隊とに分ちて、臨時電信隊は作戦地後方、兵站電信隊は主として兵站線路、而して野戦電信隊は作戦地の電信、電話を取扱ふ事一般の規定なるも日露戦役の時の如きに至りては、地區廣大職務繁雜にして其定規を墨守すること能はず、或は野戦電信隊にして作戦地後方の電信、電話を架せざる可からざることあり、或は臨時電信隊にして兵站線の電信、電話を取扱はざる可からざることあり。實際戦地に於ける電信隊は世人の想像せる如き安全なる者にあらず、野戦電信隊に在りて殊に然りとす。野戦電信隊は、滯陣中多くの場合に於て規定の如く、軍司令部、師團司令部、又は旅團司令部間の連繫を保つ勤務に任ずと雖も、猶ほ決して生命に危害なきを保つ能はず。殊に戦陣中に在りては、野戦電信隊の勤務甚だ大なる者あり、戦陣將に開始せられんとするや、各司官は戦陣の情况及地勢を察し、豫定の陣地を撰定する時は、野戦電信隊は直に指示せられたる位置に前進し、電信又は電話線を延張し、電信電話所を開設し以て司令部の到着を待つを常とせり、又斯の如く野戦電信隊は、司令部に先ち前進して豫定の陣地に通信所を設け、司令部の到着を待つも、戦陣の結果我作戦意の如くならずして、數時間を経過するも司令部は到着せず、通信員のみ空しく彈煙に閉ぢ籠めらるること尠からず。

奉天戦陣の際の如きは各野戦電信隊の勤務、殊に顯著なる者あり、第一、第二、第三、第四、第六、第十師團野戦電信電話、兵站電信隊及工兵第一大隊の野戦電信隊は、其功勞大なるの故を以て、各軍司令官より名譽の感状を受けたり。

(ロ) 軍事郵便

日露戦役に於ける軍事郵便は、日清戦役時代に比し進歩實に驚くべき者あり。日清戦役には下士以下に在りては一ヶ月僅に二回の発信さへ許されざりしが日露戦役には何人にも、無制限に発信の自由を與へたるを以て其日々発信せる郵便物は實に非常の多量なるに拘らず局員の熟練、熱心及勉強とによりて、遲滯なく配達することを得たり。戦争二十二ヶ月間に亘る成績は當局者に於ても尙調査中なるが故に、其事務最も繁劇なりと稱する三十八年某月中に於ける各軍の郵便物數統計を示さん。即ち公用郵便物にて引受けし者十七萬四千九百九十六通、同書留郵便二萬五千七百一十一通、合計十九萬九千九百七通にして、同配達せし者郵便二萬三千三百二十一通、同書留一萬七千八百八十通、合計二十二萬四百一十一通にして、又總ての郵便物にて引受けし者一千四百八十五萬一千四百六十五通、同配達せし者一千三百七十九萬九千五百九十七通、同書留一萬四千六百三十九通にして合計一千三百七十二萬四千二百三十六通なりとす。

(ハ) 鐵道隊

鐵道隊も亦文明的戦争に必要な兵種にして、歐洲の或國に於ては、一個旅團を以て組織せられ居るに拘はらず、我國は現下實に僅々三個中隊の編成に過ぎず。仁川沖の海戦後我兵直に京城に入るや、臨時鐵道大隊は、先づ京城開城間に廣軌式軍用鐵道を敷設し、以て京義鐵道を完成し、又龍山、中黒洞間を開通せしめ、第一軍が摩天嶺一帶を占領するに及び、安東、鳳凰城間に、軌隔二呎六吋の機關車式輕便鐵道を敷設し、沙河對戦の時は、海拔一千三百尺の難關分水嶺及黑坑嶺を貫通せしめ、第二期線は下馬塘奉天間を連結する筈なりしも、新民廳附近より法庫門を経て、小塔子に至る新式輕便鐵道敷設計畫の爲め大嶺迄にて一と先中止し、奉天高力屯間の手押輕便鐵道を改造し、奉天遼河左岸に交通を完全

ならしめ次で奉天新民廳間をも完成せしめたり。然して尙新計畫を立てしも講和談判となり、遂に九月八日を以て小塔子方面の工事を中止せり。平和克復後更に奉天新民廳間の本鐵道路盤工事、遼河の通常鐵道架橋工事を完成し以て北清に達する主要交通線の速成を完ふせり。

(二) 運送船

戦争と海運とは、相關聯して離るべからず。古來我國海運發達の跡を見るに、皆然らざるなく殊に著しきは、臺灣征討、西南役、日清戰役に於ては、開戦前僅に六百八十隻十一萬噸に過ぎざりしも、戰役後には、八百二十七隻二十一萬三千噸の多きに達し、九割三分の増加を見るに至れり、日露戰役の如き更に既往の發達に倍するものあり。即ち戰役前に在りては、世界の第九位なりしも、今や其の第六に位するに至れり。是れ第一外國船の購入、第二新造船を加へたるが爲めなり。若し旅順港閉塞の爲めに沈没せる船舶と、浦鹽露艦の爲めに撃沈せられたるもの、幸ひに難を免るゝ事ありしならば今日更に巨額に達せしなるべし。試に概數を擧ぐれば戰役前に於て、此事あるを豫知し、相當の増加を爲せるに拘らず、三十六年末に於て汽船の總數千八百八隻六十五萬噸に上りたるも而も戰役後即ち現今總計四千九百五十八隻、百二十五萬噸を計上するに至りたるは、實に大なる増加なりと云はざるべからず、而して茲に尤も注意すべきは、從來船舶の計算は、汽船帆船穀船等を合せ、其總數を算したるも、今日帆船穀船等を計上するに及ばずして實に百萬噸以上に達せし事にて、是れ實に日露戰役中偶然起りたる事なりと雖も、我國海運事業の一新紀元なりと云はざるべからず。抑今回の如き大戰役に方り、最も急務とする所は大部隊の兵馬を神速に目的地に揚陸せしめ、以て戰機を制するに在ると同時に特種重要品、馬匹、其他軍需品の運搬上多數の船舶

を要するは勿論なるも、出師より凱旋に至る二ケ年三ケ月間數多の船舶を運用して、一も航海上の過失に因り船體人馬を喪ひたることなく、屢敵前に暴露して、其任務を完ふし、又百餘萬の將士に對する船内の糧餉及衛生等に缺くる處なく、以て無前の大戦役に其任務を全ふしたるは非常の好成績と稱すべし。左に日本郵船會社及大阪商船會社の船舶にして陸海軍御用船となりたるもの、船數及噸數を擧ぐれば左の如し。

陸軍御用船 六十七隻 二十七萬二千百十九噸

内譯▲運送船五七▲通信船三▲海難救助船一▲病院船六

海軍御用船 四十二隻 十二萬五千三百二十七噸

内譯▲假裝巡洋艦七▲給兵船二▲給水船三▲運送船二〇▲通信船三▲監視船二▲沈没船引揚船一▲水雷沈没船一

▲病院船二▲工作船一

計 百〇九隻 三十九萬七千四百四十六噸

日本郵船、大阪商船兩會社の外東洋汽船會社其他より徵發したる者亦尠からず。又陸軍御用船となりたる日本郵船會社船に搭載したる人員約百二十萬人、馬匹約十二萬頭、物品約一百萬噸外に特種重要品約四千個なりと云ふ

(ホ) 患者の輸送

患者輸送縦列は、我日本赤十字社救護團體の一として夙に制定せらるゝ所なるも、其の編成せられ、實地救護に従事したるは、日露戰役を以て始めとす、而して其の戰役に派遣せられたるは、第一患者輸送縦列にして、其行動は同社の救護史上に一異彩を放つ可き者なり、故に今茲に清國上陸以來の患者輸送成績を擧ぐれば左の如し。

一輸送回數

三千六十一回

一 輸送患者總數 十七萬〇九百二十七人

輸送方法		運搬力	
擔送	三萬四千四百〇三人	輸卒	一千三百四十八人
車送	六萬三千三百四十一人	支那苦力	十三萬五千三百〇二人
徒歩	一萬一千三百四十一人	輕重車輛	百四十二輛
驢馬擔送	二百四十一人	地方車輛	八千八百三十三輛
汽車輸送	七萬九千五百二十七人	驢馬擔架	四百八十二頭
河川輸送	二千〇八十一人	貨車	一萬一千六百四十八輛
		船舶	二百二十隻

(一) 戰時財政

明治三十六年十月以後、露國との交渉漸く切迫を告ぐるに及び、萬一に備ふる軍備充實のため、臨時の費途を要し、憲法第七十條により、明治三十六年十二月廿九日を以て勅令第二九一號を發布せられ、緊急の財政處分として一時借入金となし、特別會計に屬する資金を繰替使用し及び國庫債券を發行するを得ることを定め、臨時事件費として金一億五千六百二十二萬八千九百三十圓の緊急支出をなせり。既にして明治三十七年二月六日に至り、平和談判破るゝや、戰時財政の大計畫を議定する爲め、同年三月十八日を以て、第二十臨時帝國議會を召集せられ、政府は臨時軍事費及臨時事件豫備として四億二千萬圓を要求して協賛を得、續いて三十七年十一月召集せられたる第二十一帝國議會に臨時軍事費追加豫算を提出し、七億八千萬圓の協賛を得、第二十二議會に於て五億四千六百萬圓の協賛を得たり、即ち開戰當初以來、軍費總計の收支計算左の如し(便宜上概數に止む)

軍費總額	一五六、〇〇〇千圓	第一期計畫	四二〇、〇〇〇千圓	第二期計畫	七八〇、〇〇〇千圓	第三期計畫	五四六、〇〇〇千圓
公債國庫債券及一時借入	一三一、〇〇〇		二八〇、〇〇〇		五七一、〇〇〇		五一〇、〇〇〇

即ち這次の日露戰役に要せし直接の費用は實に十九億二百萬餘の巨額に達し、而して其の支辨の大部分は公債によりたるものなるを知るべし。

(下) 衛生事務

▲傷病者の員數 開戰以來三十八年十二月迄に至る我傷病者は總數、五十五萬四千八十五名にして、宣戰を公布してより平和克復に至るまで傷者の員數は、二十二萬〇八百十二人内戰死即ち負傷して戰場に斃れたる者、四萬七千三百八十七人、此の死傷中には軍醫の戰死十九人、負傷百〇四人、衛生部下士以下に於て死傷四百五十人あり入院病者の數は傷者よりも稍多く、二十三萬六千二百二十三人にして、内傳染病患者二萬七千五百五十八名なりとす其他出征部隊に非ずして内地部(臺灣をも含むより)入院したる患者九萬七千八百五十八人あり。又俘虜の患者七萬七千八百〇三人(廢兵と認めて直に歸國せしめたる者五百九十九名を含む)あり故に我手にて取扱ひたる敵味方の傷病者は、總計六十三萬三千六百八十八人の多きに達せり、此の内より即死と生死不明とを引去るも、尙五十八萬餘の患者にして、而して、在隊輕症患者は此の以外なりとす。

▲衛生人員 上記の如く多數の患者を治療看護するには實に非常の人員を要す即ち、軍醫は總監以下四千五百七十七人、藥劑官六百三十九人、合計五千五百五十六人、就中軍醫二千八百二十九人、藥劑官四百八十七人、計三千三百六十六人は戰役間新に採用したるものなり、下士以下に於ては看護長七千三百二十三人、看護手四千四百四十四人、看護卒、看病人二萬千

七百九十七人、磨工三百三十四人、計三萬八千五十三人の多數なるも、五十八萬餘の患者に對し、篤志婦人を除き、直接治療看護及び之に附帶する業務に就きたる者を擧ぐれば、陸軍衛生部員三萬八千七百五十三名、赤十字社救護員五千四百六十五名にして此内醫士の資格を有する者、五千三百三十一名ありしを以て、之を右患者に配當すれば、醫士一人に付患者百十三人許に當れり。

▲治療の成績 上述の如く多數の患者を生せしが、其患者治療の成績は、戦地患者、内地患者、俘虜患者の三部に區分せり、戦地患者即ち出征部隊の總入院患者の内、治癒六三、二二%と死亡七、四九%、又戦傷者の轉歸を觀るに治癒七一、五八%、死亡六、八三%と云ふ結果となり、之を平時入院患者の治癒七五、〇五%、死亡一、一八%(明治三十六年の陸軍衛生統計に依る)に比すれば治療の割合低く、死亡は數倍の多きに上りたるが、明治二十七八年の日清戦役に較ぶれば左の如し。

日清戰役	五〇、九四%	同上死亡	入院戰傷者の治癒	同上死亡
日露戰役	六三、二三%	一四、二四%	七、四九%	七、六五%
		七、四九%	七一、五八%	六、八三%

即ち今回の戦役に於て總入院患者中の死亡は、日清役の約二分の一なるが、其の戦傷者の死亡に於て、彼我大差なきは戦況の然らしむる所にして、前役の敵は脆く、其勝敗の如き大抵一日以内に決したると、負傷者少く運搬の手数と時間とを省きたる爲め速に收容せられしに、今回の役は敵頑強、戦闘猛烈なりしと、長きは十數日繼續し、加之銃砲の威力熾んにして、晝間運搬する能はずして日没を待ちし場合多く、傷者多數にして一部の運搬の如きは次日に亘りたること等ありて、前役に比すれば傷者の手當後れ、且職員少く焦眉の急に迫まれ、往々轉送方不完全なりし等の爲め、豫期の成績を得る能はざりしに由る

▲衛生の成績 以上は治療の成績なるも、衛生部員の任務は、單に治療に止まらず、治療よりも一層重き任務あり、曰く軍隊の健康保全にして、之を未發に防ぎて戦闘力を維持すること是れなり。所謂軍隊病は、殆ど皆防ぎ得る病氣にして、古來の戦史を見るに戦死者よりも、病死者の數常に多く、平均二三倍、甚しきは十數倍に達し、戦はずして敗を取りたる如きことあり、而して其主なるものは、傳染病にして即ち百斯篤、痘瘡、黃熱、發疹、室扶斯、腸室扶斯、虎列刺、赤痢の類が慘虐を極めたるなり、其他凍傷、靴傷、日射病等も軍隊を悩ましたること少からず、要するに多くは防ぎ得る疾の爲めに兵力を殺がれ、作戦上に大影響を及ぼしたるなり、故に今回の戦役に於ては軍隊の健康保全、即ち衛生上の施設に最も注意を拂へり。今左に統計的に衛生の成績を記さん。

を得ず、獨逸のホルビ氏等は傷病の比に重きを置けり、同氏の調査に依れば、千八百六十五年までの歐國の諸大戰にて死亡したる者の傷死と、病死との比は、一對六即ち病死は傷病の六倍なり。最近の歐洲戦に於ては一對一、一八と爲りたりと論定せり、依て試みに此歐羅巴の對比數と、今回の日露戦役に於ける我傷病の對比數とを較するに、我傷死一對に對する病死は〇、三七なりしを以て、歐洲最近の成績に比しても、尙遙に良好なる成績を現はし、病死は約其三分の一に過ぎず。更に之を日清役及北清事變に比すれば左の如し。

日清戰役	傷者	病者	傷死	病死
北清戰役	一	六、九三	一	一一、〇九
日露戰役	一	四、三七	一	一、九七
其差實に著し、病者は日清役の約六分の一、病死者は約三十三分の一なり、今之を千七百	一	一、一五	一	〇、三七

四十一年頃より最近に至る歐洲大戰の平均死傷數に較ぶれば、左の如き相違を見る（戰國人員に就て算す）

野戰死傷	要塞戰死傷	以上兩綜合死傷
日清戰役 一、三五%	日清戰役 一、六九%	日清戰役 一、三七%
北清事件 二、六六%	北清事件 二、六六%	北清事件 二、六六%
日露戰役 一三、六五%	日露戰役 一七、七九%	日露戰役 一四、五八%
歐國諸戰 一二、九七%	歐國諸戰 一七、五一%	歐國諸戰 一三、九九%

要するに日露戰役に於ける我衛生成績は極めて良好にして、古來之れに比すべき例なし。故に未曾有の大戦は又衛生上に於ても亦未曾有の好果を收めたりと謂ふべし。

(チ) 戦地の救護班

臨時救護部大連出張所規定の發布せられたるは、三十八年五月二十四日にして、翌六月十五日を以て同事務所を開始し、同年十二月十日之を閉鎖するに到るまで約六ヶ月、其間救護班團體配置の變遷、轉屬等ありしも、左表によりて一目瞭然たるを得べし

勤務地	六月	七月	八月	九月	十月	十一月
大連兵站病院	七個半	六個半	五個半	五個半	八個半	十一個半
大連軍政署	半	個	個	個	個	個
關東洲民政署	六個半	八個半	七個半	七個半	七個半	八個半
遼陽兵站病院	半	半	半	半	半	半
遼陽軍政署	半	半	半	半	半	半
蓋平軍政署	半	半	半	半	半	半
海城軍政署	半	半	半	半	半	半
大石橋兵站病院	半	半	半	半	半	半
營口兵站病院	二個	個	個	個	個	個

營口軍政署	一	個	一	個	一	個	一	個	一	個
營口兵站司令部	一	個	一	個	一	個	一	個	一	個
營口防疫部員	一	個	一	個	一	個	一	個	一	個
奉天兵站病院	二	個	四	個	四	個	四	個	四	個
鐵嶺兵站病院	一	個	五	個	四	個	六	個	四	個
近 壘 子	一	個	一	個	一	個	一	個	一	個
大壘兵站病院	一	個	一	個	一	個	一	個	一	個
營盤兵站病院	一	個	一	個	一	個	一	個	一	個
計	廿四	個	二十五	個	二十六	個	二十七	個	二十七	個

第三 旅順開城規約

- 第一條 旅順要塞及該港にある露國の陸海軍軍人及義勇兵並官吏は總て之を捕虜とす
- 第二條 旅順に於ける全堡壘、砲臺、艦船艇、兵器彈藥、馬匹其他一切の軍用諸材料、官舎、諸物件は現状の儘之を日本軍に引渡すものとす
- 第三條 前二條を承諾するに於ては其擔保として來る一月三日正午迄に椅子山、小案子山、大案子山及其東南一帶の高地上にある堡壘、砲臺の守備を撤し日本軍に交附すべし
- 第四條 露國陸海軍に於て本規約調印の當時に現存せる第二條の諸物件を破壊し又は其他の方法に於て現状を變更すと認むるときは談判を廢止し日本軍は自由の行動を取るべし
- 第五條 在旅順口露國陸海軍官憲は旅順要塞配備圖、地雷、水雷、其他危險物の布設圖及在旅順口陸海軍編成表、陸海軍將校官職等級氏名簿、文官官職氏名簿、軍隊艦船艇

名簿及其乗組人員名簿、普通人の男女人種職業員數表を調製し日本軍に交附すべし
第六條 兵器(各人の携帯兵器を含む)彈藥、軍用諸材料、官舎、官有諸物件、馬匹、艦船及び其内部の諸物件(私有物を除く)は悉く之れを現在の位置に整置すべし其受授の方法に關しては日露兩軍の委員に於て規定するものとす
第七條 日本軍は露軍の勇敢なる防禦を名譽とするにより露國陸海軍の將校及所屬官吏に帶劍及直接生活に必要な私有品の携帯を許す又前記將校、官吏及義勇兵にして本戰役の終局に至る迄武器を取らず如何なる方法に於ても日本軍の利益に反對する行為を爲さざることを筆記宣誓するものは本國に歸還することを承諾す陸海軍將校には各人に一名宛の從卒を隨行せしむることを許す此從卒は特に宣誓解放をなす
第八條 武装を解除したる陸海軍下士兵卒及義勇兵は其制服を着用し携帶天幕及所要の私有物件を携へ所屬將校の指揮を以て日本軍の指示する集接地に至るべし但其詳細に關しては日本軍の委員に於て之を指示す
第九條 旅順口にある露國陸海軍の衛生部員及經理部員は、病傷者及び俘虜の救護給養の爲め、日本軍に於て必要と認むる時期迄日本軍の衛生部員及經理部員指揮の下に殘留して引續き勤務に服せしむべし
第十條 普通人民の處置、市の行政會計事務及び之に關する書類の引繼ぎ、其他本規約執行に關する細則は本規約附録に於て規定す
右附録は本規約と同一の効力を有す
第十一條 本規約は日露兩軍に於て各一通を製し、調印の時より直に効力を生ず

第四 樺太千島交換條約の要項

第一款、大日本皇帝陛下は、其後胤に至る迄、現今樺太島(即薩哈噠島)の一部を所領するの權理及君主に屬する一切の權理を全露西亞國皇帝陛下に讓りて、而今以後樺太島は全露西亞國に屬し「ラベルス」海峽を以て、兩國の境界とす
第二款、全露西亞國皇帝陛下は、第一款に記する樺太島(即薩哈噠島)の權理を受し、代として其後胤に至る迄現今所領クリル群島即(第一シユムス島、第二アライト島、第三ハラムリー島、第四マカンルー島、第五ランテコタン島、第六ハリムコタン島、第七エカラム島、第八シヤスコタン島、第九ムシル島、第十ライコケ島、第十一マツア島、第十二ラヌツア島、第十三スレトチワ及びウシシル島、第十四ケトイ島、第十五シムシル島、第十六ゴフトン島、第十七チエルボイ並にブラット、チエルホエフ島)共計十八島の權理及び君主に屬する一切の權理を、大日本國皇帝を讓りて、而今以後クリル全島は日本帝國に屬し、東察加地方ラバツカ岬とシユムシユ島の間なる海峽を以て、兩國の境界とす
 以下省略

第五 樺太境界劃定

日本國樺太境界劃定委員長大島大佐は秘書官渡邊中佐及び樋口通譯を隨へ露國劃定委員長ウオスクレセンスキ一中佐は秘書官アフマメーチエフ一等大尉及びサウエリエフ通譯を隨へ六月十五日(露曆六月二日)の會議に於て全權書類を交換し會議の方法を議定せる後樺太島劃定の方法に就き議決すること左の如し

規約第一號の主要條項

一、ポーツマス講和條約第九項に據り境界線は北緯五十度を以て、離祖海峽よりオコック海に亘り樺太島を横斷するものとす若し地形の状況により或地點に於て偏倚を生じ數學的確實を守る能はざることあらば其損失せし領區を他の地點に依て直ちに補ふものとす

- 二、緯度は四個の點に於て之を決定す即ち第一グロテコツオ村附近第二オノールより第二ハンダサーに通ずる道路上第三、第四は同島南海岸なり
 - 三、緯度は兩國委員の天文家各個に之を測定す計算表は相互點檢し其修正に由りて得たる中數緯度を以て真正の緯度とす
 - 四、北緯五十度の位地は幅十米の林空を以て標識し其中間に小溝又は小徑を設くるものとす
- 日本國樺太境界劃定委員長大島大佐は委員及樋口通譯平山囑託、中柴測量師を隨へ露國劃定委員長ウラスクレセンスキー中佐は委員及サウエリエフ通譯を隨へ六月二十一日(露曆六月八日)の會議に於て樺太島劃定の方法に就き議決すること左の如し

規約第二號主要條項

- 一、海馬島は日露兩國測圖班に於て各別に海豹島は日本測圖班のみにて測圖し兩國委員は樺太境界劃定の後兩島嶼を點檢し其方位を測定するものとす
 - 二、天測點の數及び天測の順序は左の如し
 - 第一、ホロナイ河岸
 - 第二、第二ハンダサー附近
 - 第三、西海岸
 - 第四、東海岸
 但し第二點の精測中に東海岸上陸點の探求を行ひ上陸し得ること明瞭とならば第二點の精測後直に東海岸の精測に移るものとす
 - 三、境界線に建立すべき標石の全部は日本に於て調製す
 - 天測點に建立すべき標石の表面には日本側には菊花紋章、露國側には双頭鷲章を彫刻し側面には年號を彫刻す又中間標石には一連の番號を附して其兩面に彫刻する者とす
 - 六、兩國委員は各國境界線に沿ひ全幅四吉米を測圖す若し之れを行ふ能はざる時は境界線南方の測圖は日本北方は露國之を擔當し境界線の兩側百米づゝ交叉する者とす
- 日露兩國境界劃定委員長は各其委員及び通譯を隨へ八月十三日(露曆七月三十一日)グロテ

コツオ村に會して作業分配の件を討議し露國委員は第二天測境界點より東方に日本委員は西方に向て作業することを決し是等に關し規約を議定せり(規約全部省略)

前項規約書に記載せる第二天測點の概測は日露兩國委員共に六月下旬より七月上旬に亘りてグロテコツオ村に於て行ひしが其結果此處より更に南方なることを知り直に南方約一里なるボロイイ河岸に於て觀測し、其結果眞の五十度緯線通過の地點を確測し兩國委員は之れを是認し規約書により大標石設立の準備を爲す。此點を基準として、東西に向ひ北緯五十度の境界に沿へる林木を、樺太島の全長、幅六米突(二丈)、四十里一直線に開鑿するものにして即ち東方へは東海岸なる第一天測點に、西方へは第三天測點を経て第四天測點なる西海岸ピレオに達するものなり。第三天測點は第二ハンダサー村にて精測點檢の結果、日本子午儀臺の中心より二十九米突九珊六六の點を以て日露兩國の境界點と確定せらる。日露戰役は實に千九百六年八月二十六日樺太、第二ハンダサーに於て其最終の局を結びしものと云ふべし。

第六 陸海軍人に賜はりたる勅語

朕カ親愛スル帝國陸海軍人ニ告ク、
朕嚮ニ汝等ニ示スニ軍人ノ精神タル訓規五箇條ヲ以テシ明治二十七八年戰役終ルヤ、深ク
邦家ノ前途ヲ念ヒ、更ニ汝等ニ諭示スル所アリ、爾來十閱年
朕カ陸海軍ハ世界ノ進進ニ伴ヒ、經校大ニ其歩ヲ進メタリ、不幸ニシテ客歲露國ト釁ヲ啓
キシヨリ、汝等協力奮勵各其任務ニ從ヒ、籌畫宜キヲ得、攻戰機ヲ制シ、陸ニ海ニ曠古ノ
大捷ヲ奏シ、帝國ノ威武ヲ宇内ニ宣揚シ以テ朕カ望ニ副ヘリ、
朕ハ汝等ノ忠誠勇武ニ頼リ、出師ノ目的ヲ達シ、上ハ祖宗ニ對シ、下ハ億兆ニ臨ミ天職

ヲ盡スコトヲ得タルヲ憚ヒ、深ク其戦ニ死シ病ニ斃レ、又ハ痲疾ト爲リタル者ヲ悼ム、朕今露國ト和ヲ講ス、惟フニ我軍ノ名譽ハ帝國ノ光榮ト共ニ汝等ノ責務ヲ重カラシメ、國運ノ隆昌亦汝等ノ努力ニ待ツコト大ナリ、汝等其レ能ク朕カ意ヲ體シ、留リテ軍隊ニ在ル者ト散シテ郷閭ニ歸ル者トヲ問ハス、常ニ朕カ訓諭ヲ服膺シテ、朕カ股肱タルノ本分ヲ守リ、益々勵精以テ報效ヲ期セヨ、

第七 聯合艦隊司令長官復命書

復命書

臣 平 八 郎

客歲二月上旬聯合艦隊が大命を奉じて出征したる以來茲に一年有半其間海陸の交戦皇軍勝利を獲ざるとなく今日復たび和平の秋に遇ひ臣等犬馬の勞を了へて大蘇の下に凱旋するを得たり是れ一に 大元帥陛下の御威徳の然らしむるものにして臣等の終始感激措く能はざる所なり初め聯合艦隊の海上に第一期作戦を開始するや臣は大命に基き海陸の形勢と陸戰の方向を考察し敵艦隊の主力を旅順方面に拘束し之をして浦鹽の要地に據らしめざるを以て戰略の主旨とし先づ旅順仁川に敵を迅撃し更に數次の攻撃を重ね以て漸次に其勢力を滅殺し又屢々冒險なる敵港の閉塞及敵前の水雷沈置等を試み以て敵の出動範圍を縮少するに力め尙麾下艦隊の一部を常に朝鮮海峡に駐めて海上の要害を扼し以て浦鹽の敵を監視すると同時に旅順の敵に對する第二の戦線たらしめたり此作戦の前期中敵は終始地利によりて退嬰を事とし我軍連續の攻撃も容易に其成果を收むる能はざりしが八月中旬敵艦隊主力の旅順より浦鹽に逃れんとするに及びて黃海及蔚山沖の海戦を見るに至り期せずして全く敵の戰略的企圖を摧破し我作戦目的の過半を達成するを得たり 其後陸戰漸く歩武を進め旅順の背面に對する我攻圍軍不撓の迫撃は海上に於て耐久の封鎖

と相須て遂に敵艦隊の主力を要塞の下に殲滅するに至れり惟ふに此期の作戦は戰勢の自然に伴ひて漸進微功を積み攻戰約十箇月に亘り我將卒の心力を傾注し智勇を發揮したること本戰役中に冠絶し忠死の士殉難の艦亦少からざりしと雖戰局の大勢は茲に初めて定より爾後日本海に於ける決勝の機運も此間に萌芽したるを覺ふ 今春年改まると共に第二期の作戦に移り我艦隊は更に兵力を整頓して敵の第二艦隊に備へ傍ら露領沿海州を包鎖して敵國軍資の輸入を遮斷し時に枝隊を南洋に分遣して敵の航運を威嚇するに勉め其間對馬津輕宗谷國後等の諸水道附近に於て捕獲したる船舶三十餘隻を算す初夏五月に入り敵の第二艦隊近海に出現するに及びて豫め我全力を朝鮮海峡に集中し逸を以て勞に乗ずるの策を取りしが我將卒の勇敢なる動作は神明の加護に由り着々其功を奏し日本海々戰の一舉敵影を海上より掃蕩し以て此期の作戦を終結するを得たり 爾來海洋は名實共に我艦隊の制壓に歸し作戦第三期に入りしも負擔の任務は大に輕減し或は陸軍と共に樺太の攻略に従事し殆んど一兵を損せずして協同の任務を果し或は時々北韓方面に作動して敵を脅威し且つ依然露領の包鎖を續行して休戰復和の終局に至る迄確實に之を維持せり 之を要するに聯合艦隊の作戦は其第一期に於て戰勢を定め第二期に移りて戰勝を決し第三期に入りて戰果を收めんとしたる者にして其間緩急難易の差異ありしと雖全局に亘る一貫の攻戦は其始めより順當に經過し終に今日あるを見るに至れり、今や凱旋して東京灣に集合せる帝國艦隊大小百七十餘隻固より戰役に亡失したる者ありと雖更に戰利として獲得したる者を加へ尙ほ能く戰前に劣らざる武力を保有するを得たるは臣等の誠に光榮とする所なり終に臨み臣は聯合艦隊は滿韓に於ける陸戰の効果に依り其餘利を蒙りたること少からず又海軍大小諸機關の整備活動其他諸官衙の支助協力に依り海上の作戦遺憾無く進捗した

ることを感喜す茲に謹んで海上作戦の経過を奉告し大命に對する責務の結了を奉聞す

第八 滿洲軍總司令官復命書

復命書

臣 巖

客歲六月滿洲軍總司令官たるの大命を奉じ爾來遼陽に敵の戰略要地を奪ひ沙河に其南進の銳鋒を挫き旅順に堅城を陥れ黑溝臺に敵の大企圖を挫き奉天に大軍を擊碎し其他大小交戦數十回一として戦捷を博せざるなく以て開戦當初の目的を達するを得たるは偏に陛下の御稜威と將卒の忠勇に依らずんばあらず尙國民の忠愛なる後援は有形無形上將卒の志氣を鼓舞し海軍の偉大なる戦捷は沿海の作戦に大なる効果を及ぼし殊に軍の大動脈たる海上の連絡線を鞏固にし内外當局官憲の熱誠なる努力は中外の事情を明瞭にし諸般の補給を確實にし衛生の効果を全うし以て作戦の指導に一大援助を與へたり是れ臣等の常に感喜する所たり而して生命を犠牲に供したる幾多將卒の爲めには哀悼の情を禁する能はず今や平和克復し闘外の任全く畢り天顔に咫尺するの光榮を得感激の至りに堪へず各軍に於ける作戦の概況は其凱旋に應じ當該司令官をして奏上せしむ

右謹で復命以聞す

第九 陸軍大臣の訓示

今回の戦争は我國開闢以來、未曾有の大戦争にして、敵の兵力優勢なりしこと多きにも拘らず、戦ふ毎に勝たざるなく、偉大なる功績を挙げたるは、大元帥陛下の御稜威に由れること勿論なるも、亦我將校下士卒の忠勇義烈の結果に外ならず、今や陛下は長く戦争を繼續することの國家の利益非ざることを思召され、人道と文明との爲に、速かに干戈を戢め

給ひ、久しく戰場に勤勞せし我軍隊は、茲に凱歌を奏して歸るに至れり、陛下の仁徳の至大なるや、將卒の此戦争に死傷せし者を憐み給ひ、法令に照して遺族等を救恤せしめられ、勳功を建てし生存者に對しては、既に夫々賞賜の詮議を盡すことを命せられたり、

抑も宣戦と講和との事は、陛下の大權に屬するものなれば、軍人たる者は唯々陛下の命の儘に進退すべし、假初にも和戦の可否を口にするが如きは、本來の分限を辨へざる僻事にて、固より紀律の許さざる所と知るべし、世間或は今回の講和に不満を懷く者なきを保せずと雖も、苟も陛下の股肱たる軍人は、儼然として本分を守り、決して其等の議論に耳を傾くること有るべからず、今や戦争は既に畢り、我軍人の名譽は世界に發揚せり、今後將卒の引續き隊伍に留まる者は、益々職務に精勵し、解かれて郷里に歸る者は、恭謙にして既得の名譽を失はず、各自の本業に勉勵し、出で、は忠勇の軍人たり、入ては誠實の良民たることを期すべし、加之國運の伸張に伴ひて將來國際の形勢何時變態を生じ、再び兵馬を動かすべき必要あるやも測り難きが故に、常に能く軍人の品性を保持し一旦緩急あるときは、一令の下に直に起て國家を擁護するの覺悟を忘るべからず。

第十 聯合艦隊司令長官の訓諭

二十閱月の征戰已に往事と過ぎ我聯合艦隊は今や其隊務を結了して茲に解散することなれり然れども我等海軍々人の責務は決して輕減せるものに非ず此戦役の効果を永遠に全くし尙益す國運の隆昌を扶持せんには時の平戦を問はず先づ外衛に立つべき海軍が常に其武力を海洋に保全し一朝緩急に應ずるの覺悟あるを要す而して武力なるものは艦船兵器等のみにあらずして之を活用する無形の實力にあり百發百中の一砲能く百發一中の敵砲百門に對

抗し得るを覺らば我等軍人は主として武力を形以上に求めざるべからず近く我海軍の勝利を得たる所以も、至尊の靈德に由る處多しと雖も抑も亦平素の練磨其因を成し果を戦後に結びたるものにして若し既往を以て將來を推す時は征戰息むと雖も安じて休憩すべからざるものあるを覺ゆ惟ふに武人の一生は連綿不斷の戰爭にして時の平戰に依り其責務に輕重あるの理なし事あれば武力を發揮し事なければ之を修養し終始一貫其本分を盡さんのみ過去一年有半彼の風濤と戦ひ寒暑に抗し屢ば頑敵と對して生死の間に出入せしと固より容易の業ならざりしも觀すれば是亦長期の一大演習にして之に參加し幾多啓發するを得たる武人の幸福比するに物無く豈之を征戰の勞苦とするに足らんや苟くも武人にして治平に偷安せんか兵備の外觀巍然たるも宛も沙上の樓閣の如く暴風一過忽ち崩倒するに至らん洵に戒むべきなり

昔者神功皇后三韓を征服し給ひし以來韓國は四百餘年間我統理の下にありしも一度海軍の廢頽するや忽ち之を失ひ又近世に入り徳川幕府治平に狃れて兵備を懈れば學國米艦數隻の應對に苦しみ露艦亦千島樺太を覬覦するも之と抗争する能はざるに至れり翻て之を西史に見るに十九世紀の始に當りナイル及トラファルガー等に勝ちたる英國海軍は祖國を泰山の安きに置きたるのみならず爾來後進相襲で能く其武力を保有し世運の進歩に後れざりしかば今に至る迄永く其國利を擁護し國權を伸張するを得たり蓋し此の如き古今東西の殷鑑は爲政の然らしむるものありしと雖も主として武人が治に居て亂を忘れざる否とに基ける自然の結果たらざるは無し我等戦後の軍人は深く此等事例に鑑み既有的練磨に加ふるに戦後の實驗を以てし更に將來の進歩を圖りて時勢の發展に後れざるを期せざる可らず若し夫れ常に聖諭を奉體して孜孜奮勵し實力の滿を持して放つべき時節を待たば庶幾くは以て永遠に護國の大任を全くするを得ん神明は唯平素の鍛練に力め戦はずして既に勝てる者に

勝利の榮冠を授けると同時に一勝に満足して治平に安ずるものより直ちに之を褫ふ古人曰く勝て兜の緒を締めよと

第十一 日本艦艇類別

戦捷後我國の海軍力は別表既に之を示せり。今海軍省の公示する所に因り、艦艇類別の標準を掲げん

類別	戰艦	軍艦	計畫排水量
巡洋艦	一	等	七千噸以上
	二	等	七千噸未滿三千五百噸以上
	三	等	三千五百噸未滿
海防艦	一	等	七千噸以上
	二	等	七千噸未滿三千五百噸以上
	三	等	三千五百噸未滿
砲艦	一	等	千噸以上
	二	等	千噸未滿
通報艦	驅逐艦	水雷母艦	
驅逐艦	水雷艦	水雷艇	
水雷艇	一	等	百二十噸以上
	二	等	百二十噸未滿七十噸以上
	三	等	七十噸未滿二十噸以上
	四	等	二十噸未滿

海軍大臣は本表に依り艦艇の類別並等級を定め若くは變更したり即ち

- 巡洋艦 富士、敷島、朝日、三笠、石見、相模、丹後、周防、鹿島、香取、
- 海防艦 (一等)淺間、常磐、八雲、吾妻、磐手、出雲、春日、日進、阿蘇、(二等)浪速、高千穂、殿島、松島、
- 砲艦 (一等)鎮遠、豐岐、(二等)扶桑、沖島、見島、(三等)金剛、比叡、天龍、葛城、大和、武藏、高雄、
- 通報艦 八重山、龍田、千早
- 水雷母艦 豐橋
- 驅逐艦 東雲、叢雲、夕霧、不知火、陽炎、薄雲、電、曙、漣、白雲、朝潮、霞、春雨、村雨、朝霧、有明、吹雪、
- 水雷艇 (一等)小鷹、福龍、華、白鷹、鷗、真鶴、千鳥、雁、若鷹、鷗、燕、雲雀、雉、鷲、鷗、鷗、鷗、(二
- 等)第二十一號外三十四隻(三等)第五號外二十四隻(四等)艦船に搭載せるもの第一、第二、第三、第四、
- 第五、第六、第七、
- 潜水艇 第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七

第十二 歐米軍事批評家の評論

(イ) ブリッヂ大將の「一九〇四年に於ける日露海戦」

ブリッヂ大將の論評は頗る詳密なり此には其數節を摘録し且其要旨を掲ぐるのみ
 日本は單に數字上より云ふ時は、斯の如き大事業を爲すに十分なりと云ふ可からざる海軍
 力を以て、戦争を開始せり。蓋し極東に於ける露國艦隊は、露國海軍の一分遣隊に過ぎず、
 隨て直に増援を受くべきは、素より豫期せられし所なり。然れども日本人は戦争に先立ち、
 凡そ戦争を行はんとする國民の爲すべき凡てを爲せり、彼等は細心以て各種の事情を考察
 せり、敵の不用意を見て自ら首肯せり、本國艦隊の來援に先立ち、自國附近に於て敵を撃

破するの時あるべきを自信せり、是れ一種のリスク(危険)を冒したるものなり。是れ劣勢
 なる艦隊が、優勢なる敵の一部分に對して全力を集中する時に當り、正に冒すべきリスク
 なりしなり。セントヴィセント、トラファルガー、亦正しく斯の如し。蓋し右の兩海戦に
 際しての臆測は、戰鬪に参加せざりし敵の艦隊交戦中の艦隊の壊滅に先立ち、來援する
 なるべく、又來援する能はざるべしと云ふにありしが結果は、果して之を裏書したり、戰
 争に於ける無謀の大膽は愚なりと雖も、遠慮の大膽は絶好の軍事的品質なり。千九百四年の
 作戦計畫に於て日本が吾人に幾多の標準を與へたるは、實に此深謀遠慮の大膽にあり。
 日露兩國は共に潜航艇を得たりと云ふ、然れども未だ曾て使用せられたるの形跡なし、普
 通水雷艇の効力僅少なるを見れば、潜航艇の効力果して如何潜航艇の速力遅緩及び目標展
 望の困難は自己を他に見せざるの便利に對して、拂ふには随分高價なるものにして、且つ
 此他に己を現さざるの便利と云ふも普通水雷艇が、夜暗を利用して己を隠すの便に比して、
 僅少の優る所あるのみ、若し潜航艇艦隊に隨從したりとせば、假し木浦よりタルニーまで
 の各港灣、悉く自由に使用し得るも、尙且つ大に艦隊の行動を妨害したるならん。今回の
 戦争に依り、默示せる實情を考ふれば、潜航艇の採用は、海軍退歩の證左なりと斷言せざ
 るを得ず。蓋し潜航艇を採用するが如きは、人力、軍略等を顧みることなく、唯徒に機械
 の技巧のみ思ふ、今日の風潮に同じたるものならん。
 日露艦隊は共に戰に於て衝角を用ひんとしたるものとなく、殊に眞面目に此事の考へられたる
 と之れなきが如し。想ふに衝角なるもの此後果して何の日迄軍艦設計中の一部たるべきや。
 彈道眞直にして、且射程長大なる大砲の採用は、早晚戰鬪をして從來よりは一層の長距離
 に於て行はしむべき趨勢ありしが、今回の戦争は正しく此時の來れることを示せり、是れ
 大軍艦の武装中に、魚形水雷を加ふる必要、既に之なしとの見解を支持するものなり。

戦争に精神的品質の極めて必要なるを教示せられたり。日露の海軍は其勢力大に懸隔あるに非ず。其勝敗の分れしは精神的品質に由る。智識的に露國は日本に劣ること遠く、殊に水兵に於て著るし。日本人は世界無比の敏捷を有す。日本海軍の策謀に豊富なる、異なりたる境遇に適應するの快速なる、露國海軍の之を缺くことの著しかりしと同様に著るしと謂ふべし。又個人としての露人は戦争の由来を知らず。隨て戦争に興味を感ずることなし。之に反し、日本人は國家の存亡の爲に戦ひつゝあるものなりとの感情は彼の全身に充溢す。加之宗教に代るに堪へたる猛烈なる忠誠愛國心の在るあり。斯の如き精神を以て刺激せらるゝ國民にして戦を開く、何者か能く之に勝つを得んや。

(ロ) 日本の製艦政策

英國の海軍論者アーキバルト、エヌハートの評論中の一節を抄す。日清戦争以後に於て、建造せられたる諸艦は日本海軍の主要なる單位を爲すものにして其砲力の力及装甲の堅固なるとの外、速力の優越なるものあり。蓋し日本海軍當局者は、同時期に成れる列強海軍よりも優越なる速力を有せしめんとしたるに依れり。蓋し此速力の優越を欲する所以には、二個の理由あり、其一は戦術上の利益これなり。其速力を利用するときは戦闘に應じ又は之を避くるに自在なると同時に其距離を定むるの自由を有すべきを以てなり。其二是其敏捷なる運動は機會の乘すべきあらば、直に之に向ひ、又は應じ得べき武装を施したるにあり。唯顧みて之を日本の財力に照すに、其財政決して豊富なるにあらず、普通より云へば、日本も亦佛國と同じく、大装甲艦を建造するか爲め、鉅費を消費することなかるべしと決議するを當然とすべきに、事實は之に反し、其經費全量に比し、列強に比類なき割合を以て之を大装甲艦の建造に致せり。即ち六隻の戦闘艦の外に、強大なる装甲艦六隻を建造したり。其有する海軍全量に比較し、此の如き多數の装甲艦を有す

るは、列強其比なきものにして日本海軍が其特徴を有する偶然にあらざるを知るべきなり。日本が此決議を執行し之が建造を英國に托するや、英國も亦同性質艦を建造して、其數三十有八に達せしも同時に防護巡洋艦を建造せしが日本は防護巡洋艦の不必要たることを決し、其偵察任務の爲に小形巡洋艦及九隻の通報艦を建造し、艦の大小を問はず、高速力を有するを以て主眼とせり。數年間日本政府の海軍顧問たりし將官は、能く日本人の性質を看取し、此特質を發揮せんには専ら水雷艇隊を設置せんことを以てしたり。其理由は、矮小なれども、力量に富み、其敏捷なる性格は水雷艇隊を以て行ふ戦闘の範域に於て能く歐洲人を攻撃するに適當すればなり。日本人は此言を採用し、多數の水雷艇建造せられ、他の艦船數に超過するに至れり。蓋し日本人は英國の海軍史上に著名なる急襲を爲すには、水雷攻撃を以て、最良なりとなすに依れり。

(ハ) 倫敦タイムズの奉天戰評

開戦の初に當り露國は日本に機先を制せられたる結果、一大狼狽の影響今日に至るも尙ほ免る能はざるもの、如し、而して機先を制するは單に最初に止まらず爾來事毎に日本軍の行動に之を見るを得べく日本は凡ての出來事の主人公たるの地位を占めたり。露國政府の最初の企圖は知慮遠見に富めり、即ち滿洲に於ける兵力の劣勢を認識したる露國政府は三十七年二月十八日を以て内地に退き其兵力を充實するまでは決戦を試みざるべき旨を明示せり、而かも露國政府が虚名を棄る能はざりし結果却て當初の賢明なる企圖を放擲したりしは不幸と云ふべし、即ち旅順を放擲せず却て其兵數を増加して殆んど五萬人に達せしめ、且つ初め二ヶ月間は露國陸軍及鐵道の全力を擧げて旅順籠城の設備に従事せり、之が爲に滿洲野戦軍は作戦の自由を失ひ事毎に日本軍の戦略に制せられ、太平洋艦隊亦た着々戦路を誤り五月初旬に至り、旅順を中心として立てられたる作戦計畫は粉碎せら

れたり即ち日本の三個軍隊は無難に上陸し、露國は二回の敗を取り、旅順は包圍せられクロバトキン直轄の大軍は戦敗に次ぐに戦敗を以てし終に一大破碎に歸し了れり。遼陽會戰の教訓は露國が到底南部滿洲に於て日本軍の撃破し能はざる程の大軍を集屯し能はざるを示せり、若し旅順口陥落し浦鹽包圍せらるゝにいたらば露國軍は一層の困難に陥るべきは見易きの道理なりしを以て、遼陽決戰の後陸軍の尙ほ破碎に至らずローゼストウエンスキー艦隊の武名亦尙ほ地に墜ちざるに先ち和を講ずる歟、左もなくば斷乎として退却するか、二者其の一を選じこそ露國の良策なりしなれ。

露國當局の漫然作戰計畫を誤り爲に勇膽なる兵士を無殘の殺戮に終らしめしを思へば吾人局外者も憤慨を禁ずる能はざるものあり奉天會戰の前數ヶ月の間日本政府は銳意新募の兵を集め而て特に會戰の前八九週間援軍の新たに戦地に到るもの陸續相接したる有様は何人も能く之を知り吾儕若しも露國の同盟者たりしならんには必ず此事實をタイムス紙上に廣告すべかりしなり、且露國の援軍の到着すべきに付ても其日限まで皆人の知る所なりしなり、兩交戰軍の事情は何人にも能く分明なりしも、世界中には之れを知らざりしは只露國參謀本部ありしのみクロバトキンの不注意、怠慢、眞に意想の外にあり、已に會戰の開始せられて後にもクロバトキンは其多大の兵數を有しながら始より着々作戰を誤れり、而て豫備兵は日本軍が各地より發砲する地點に向ひ到る所に發遣せられて濫費せられ、而して三月一日の頃に到り日本軍の主力猛然として進撃を開始するやクロバトキンは非常の狼狽に陥り其軍は自由に側面より包圍せられ又四面より繞圍せられ、而して殲滅せられたり、長期間の會戰中竟に一回だも露國總司令官は局面を制するの地位に立つと能はずして却て始より終に到る迄クロバトキンは譬は蜜蠟の如く一に敵の手中に委せられたりき。同時に大山將軍及其有力の參謀の大々的作戰計畫を以て露軍を破碎したる手柄に對しては

吾人は眞摯なる敬慕の意を表するを禁ずるを得ざる者あり、彼等は過去の經驗に學ぶ所ありし者の如く奉天會戰の日本の作戰は戰術上の美術として今後永く記憶せられん、其作戰計畫はクロバトキンの氣質、露兵の戰闘力及日本軍各種の運動が露軍の行動に及ぼすべき影響を精細に打算せるの結果にして、其案や科學的なり其目的や偉大なり其地理、氣候及巧者なる將校の指揮の下に小銃大砲の有効期等を計算し實に遺漏なきを致せり、且此作戰計畫たるや政治上日本は是非とも決然たる一大戰勝を得るの必要ありしに對し其必要に應ずべく立てられたり、之を稱してナポレオンのと云ふも妨げず、更に眼を轉じて此作戰計畫の實行に付て觀るも是れ又其計畫の秀絶たるに恥ぢざる完美の成績を呈せり、日本軍は其一兵卒に至るまで大計畫の實行に對し各其本分を盡すものたる意識を有し、而して彼は其本分を全力を擧て盡したり、若しも列國中に日本が露國を敗りしが如くに之を敗り得べしと自信するものあらば、其國は宜しく先づ吾人の前に日本に比して劣らざる政治家及海陸軍人を有するの證據を提供せんことを要するなり。

第十三 日露戰役より得たる軍事上の教訓

長岡參謀次長の東邦協會に於ける演說中に云へるあり、曰く『數十年來研究を重ねて、發達したる科學上の力を大陸の廣野と、天險の要地に試験し其結果を見るべき好機なるに由り歐洲諸國人が日露の戰爭に對する注意は尋常にあらず、例せば無線電信電話、軍用鳩、自動車、軍用犬等の如きは、殆ど今回の戰爭に始めて使用せられたるものにして、其他電信の應用、郵便の利用の如き、今回の如く遺憾なく遂行せられたる者あらず、遼陽戰場に於ては、現に電信電話線を設けられたるもの、百四十に及べり』又曰く『幾萬の人今回の戰爭に於て大本營に於て調査し得たる趣味ある第一の結果は戰闘時間の繼續たり。今近世の

大戦闘に於ける時間を擧ぐるに、千八百九年ウァーグラムに於ける佛奥の戦闘は十四時間、千八百十二年ポロヂノに於ける者は十二時間半、千八百三十年ライプツヒの戦闘は約三日間、千八百七十一年リジュエーンの戦闘に於ても三日間なるに對し、遼陽戦は八月二十九日より九月四日に至る八日間(總軍の参加日より起算す)沙河の會戦は、十月十日より十四日に至る五日間にして、奉天附近の會戦は、二月二十七日より、三月十二日に亘る十四日間に及べり。由來軍人社會に於ける觀察は武器其他軍備の整頓するに従ひ、戦闘時間の減少するものと思惟せしに、反て戦闘時間は益永く繼續するに至りしは實に意外とする所なり。是に於て我軍隊は好箇の敵手を得たると同時に、今後益此持續に堪ゆべき強健なる體軀を有する將卒を養成するに努めざるべからざることを見る、勿論今回の戦闘に於て、邦人の體軀一見矮少にして、虚弱なるが如く、而も其戰場に臨むや、勇猛奮進長時間の戦闘に堪ゆるは外人は勿論、邦人自ら亦驚く所なれども、今後の戦闘に於ては、奉天附近に於ける十四日以上の上の戦闘繼續を期せざるべからず。此點に關して今より大に注意を要す」と。各兵科に就ても亦得たるもの少なからざるべし、砲兵隊に在りては、攻城砲種の改良、野砲山砲運搬の方法、陣地砲壘の築造法、騎兵隊に於ては斥候監視の方法、掩壘の構設方法及携帶武器の改善殊に馬匹の改良の如き是なり。戦争中我乘馬戰闘員は我勇猛なる騎兵の特長とする所なるも日露戦争中長沼挺身隊、馬男木中隊、騎兵第一旅團の某地に於ける突撃の三ありし外、實例殆ど之なし。之に反して、騎兵の徒歩戰闘の行はれしは、其數幾回なるを知らず、故に將來徒歩戰闘法の改良を見るべし。騎兵に拳銃を携帶せしむるの必要も亦本戦役に驗する所なり。小銃彈を發射し、裝藥の暇なき場合に接近せし敵に對し連發拳銃を以て射撃せしむるの利益は頗る大なるが如し。歩兵隊に至ては、殆ど間然する所なきも、今回の實戦に於て研究し得たる事多かるべし。故に各兵科操典、武器、等皆多少改良

を見るべく。尙師團の増設獨立鐵道隊、輕氣球隊、機關砲隊、騎砲兵隊の新設、騎兵旅團を師團に増大する等の企畫は漸次實施せらるべし、海軍に於ても亦發明する所枚擧に遑あらず。此戦闘に於て他の艦種に屬する各艦も亦固より其任に應じ非常に努力したりと雖も、兩軍相搏つに至りては、戦艦の卓越せる威力に依頼すること最も多かりしは論を待たず。而して他の艦種に屬する各艦の奏功も、一は其背後に在る戦艦の餘威之を然らしめたりといふことを得べし。長大の射程を有する大口徑砲が、主として將來に於ける海戦の武器たるべきは内外軍事評論家の一致する所にして、特に旅順の間接射撃及八月十日の海戦に我艦隊が大距離を以て敵艦を攻撃せる事實は、益大口徑を要するの傾向を増さしめたり、堅固に裝甲せられたる近世の大軍艦は、砲彈の爲に沈没するものにあらずとは、世人の信じたる所なり。然れども日本海々戦に於て、敵の新式戦艦が我砲彈の爲に、沈没したるは事實なり。從て専ら砲術に重を置ける我海軍從來の訓練方針の確乎動かすべからざるを見る、水雷艇の効力に就ては、諸家の意見一致せず。英國海軍大將ブリツチの如きは旅順第一回の攻撃が露國戦艦を撃沈する能はず、セバストポールに頻々襲撃を必要としたる等の實例に因り、極めて水雷の價値を輕視せり。然れども日本海々戦の末期に於て、水雷艇隊が終夜縱横、敗殘艦隊を搏撃して敵を混亂昏迷せしめたる効果の如何に大なりしやに想到すれば、水雷艇の戦闘價値は、決して之を輕視するを許さず。各國海軍が争ふて建造しつつある大裝甲巡洋艦は、敵の同種艦又は防護巡洋艦の如き、比較的劣勢の軍艦と戦闘するを目的とし、我國の如きに在りては、傍主力隊の戦闘に参加すべき任務を有す。然るに單に戦闘力を評價せば、裝甲巡洋艦は、到底大なる砲煩の多數を有する戦艦に比すべからず、殊に將來戦艦の砲煩益威力を増加せば、其差は益甚しからん。此に於て結論は二分せらるべし。一は從來の趨勢を是認し、將來益威力を加ふべしといふもの、他は裝甲巡洋艦愈發達すれば、

終に戦艦の内に其名を没すべく、而して今日は既に其時機なりといふもの是なり。今回の海戦に於ては防護巡洋艦松島級の無装甲海防艦も、亦勇戦奮闘したるが如し。而も將來此の如き實例の踏襲せらるべきを信する能はず。即ち防護巡洋艦の任務は、平時に於ける警備、戦時に於ける商業破壊、偵察、報告牒報等に専らなるに至るべく、比較的巨砲を具ふる、大型防護巡洋艦の如きは、其地位を快速力中型甲巡洋艦に譲り、而して専ら快速を主とする小形巡洋艦の製造行はるべし。日露開戦の結果は、巡洋艦及戦艦に水雷發射管を供ふるの無益の業なる事を教へたるもの、如く、日本艦隊が旅順の露國艦隊に第一の彈丸を送れるより以來、新戦術續々使用せられたるにも拘らず、軍艦は一回も水雷攻撃を試みざるは、海軍戦術に於ける顯著なる變化の一なりとす。要するに、日露海戦の結果全く新艦型論を生ぜざるが如く、其主點は一戦艦は益重視せらるべし、二砲煩威力の増加を希望する結果として二十年來の十二吋四門主砲式も砲數の點に於て或は動くべし、三戦艦の船積は龐大を加ふべし、四装甲巡洋艦の一部は、戦艦の中に併吞せらるべし、五、但し装甲巡洋艦は快速力の中以下たる防護巡洋艦と併せ用ひらるべし。六、水雷艦艇特に潜航艇の研究は愈盛なるべし、驅逐艦の如き多少艦型に變化あらん。

第十四 列國の講和觀

講和成立の報歐洲に達するや、率先して祝電を米國大統領に送りしは獨逸皇帝なり。蓋し獨逸皇帝は講和を成立せしむるが爲に間接に米國大統領と協力したるを以てなり。露國政府の半官報と目せらるるノウウオエ、ウレミヤ八月三十日の紙上に評論して曰く「講和は終に成立したり。是れ露國の會て締結したる講和條約中最も不利益の平和なり。講和談判の繼續したる二十一日間、リチウイツチ將軍は、聖ペーターズブルグとポルツマウスに電報

を發したれども、日本人に對しては兵を送らす。此の間日本人は薩哈噠島を占領して、自國全權に勢援を與へたるに、我軍は一も自國全權に聲援を與へたるものなし、凡そ平和は其の如何なる性質たるを問はず善良の點あること疑ひなしと雖も、今日は決して喜ぶべき平和を得たるに非ず。吾人は通例全力を傾注したらむには及第すべかりし試験に落第したりき。是れ我歴史の最も悲むべき一頁にして永久塗抹すること能はず。日本人は取るべきものは悉く之を取れり。薩哈噠南部の價值は二十倍なるか二十億圓なるかは、余の知らざる所なり。旅順口の價值は如何、ダルニーの價值は如何、露國の陸軍國としての地位、其歐亞の事件に對する影響如何、我等の戦敗によりて亞細亞に一大強國を作りたる結果如何、我財政の紊亂如何、是等の損失や勝て數ふべからず」と。

若し夫れ日本に在ては、國民を擧げて講和條件に大不満を表し、外國人すらも日本外交の失敗を悲みて深く日本國民の憤慨に同情を表したるものあれども講和の成立は各國民の均しく祝する所にして、特に米國大統領は講和の仲介者として盡力したるを以て、米國の諸新聞紙は筆を極めて講和の成立を祝福し。彼等は道德的勝利、勝利的讓歩、若くは寛仁大度、若くは名譽の平和等有らゆる讃辭を排列して日本の外交を歡美せり。

次に歐洲大陸の輿論を見るに、亦一として日本の外交を不成功と稱するものなし。特に伊國新聞トリビユナは「日本が大統領の忠言に聽きたるは其の無形の利益を認めたるが爲にして、斯くの如きは彼の黃禍論主張者の無識を證するに足るべき實例なり。」といへり。奧國のアルバイテル、ツアイツングも亦曰く「日本は償金の爲に戦争したるに非ずして、其目的は絶東の勢力關係に在り。今や露國は之れを失ひ、日本は總て之れを得たり。」と此外ターゲ、ブラット、及ノイエ、フライ、プレツ等の奧國各新聞は孰れも日本の克己と寛大とを尊敬するの意を表彰したり。

終に戦艦の内に其名を没すべく、而して今日は既に其時機なりといふもの是なり。今回の海戦に於ては防護巡洋艦松島級の無装甲海防艦も、亦勇戦奮闘したるが如し。而も將來此の如き實例の踏襲せらるべきを信する能はず。即ち防護巡洋艦の任務は、平時に於ける警備、戦時に於ける商業破壊、偵察、報告牒報等に専らなるに至るべく、比較的巨砲を具ふる、大型防護巡洋艦の如きは、其地位を快速力中型甲巡洋艦に譲り、而して専ら快速を主とする小形巡洋艦の製造行はるべし。日露開戦の結果は、巡洋艦及戦艦に水雷發射管を供ふるの無益の業なる事を教へたるもの、如く、日本艦隊が旅順の露國艦隊に第一の彈丸を送れるより以來、新戦術續々使用せられたるにも拘らず、軍艦は一回も水雷攻撃を試みざるは、海軍戦術に於ける顯著なる變化の一なりとす。要するに、日露海戦の結果全く新艦型論を生ぜざるが如く、其主點は一戦艦は益重視せらるべし、二砲煩威力の増加を希望する結果として二十年來の十二吋四門主砲式も砲數の點に於て或は動くべし、三戦艦の船積は龍大を加ふべし、四裝甲巡洋艦の一部は、戦艦の中に併吞せらるべし、五、但し裝甲巡洋艦は快速力の中以下たる防護巡洋艦と併せ用ひらるべし。六、水雷艦艇特に潜航艇の研究は愈盛なるべし、驅逐艦の如き多少艦型に變化あらん。

第十四 列國の講和觀

講和成立の報歐洲に達するや、率先して祝電を米國大統領に送りしは獨逸皇帝なり。蓋し獨逸皇帝は講和を成立せしむるが爲に間接に米國大統領と協力したるを以てなり。露國政府の半官報と目せらるるノウオエ、ウレミヤ八月三十日の紙上に評論して曰く、『講和は終に成立したり。是れ露國の會て締結したる講和條約中最も不利益の平和なり。講和談判の繼續したる二十一日間、リチウイツチ將軍は、聖ペータースブルグとポルツマウスに電報

を發したれども、日本人に對しては兵を送らず。此の間日本人は薩哈噠島を占領して、自國全權に勢援を與へたるに、我軍は一も自國全權に聲援を與へたるものなし、凡そ平和は其の如何なる性質たるを問はず善良の點あること疑ひなしと雖も、今日は決して喜ぶべき平和を得たるに非ず。吾人は通例全力を傾注したらむには及第すべかりし試験に落第したりき。是れ我歴史の最も悲むべき一頁にして永久塗抹すること能はず。日本人は取るべきものは悉く之を取れり。薩哈噠南部の價值は二十哥なるか二十億圓なるかは、余の知らざる所なり。旅順口の價值は如何、ダルニーの價值は如何、露國の陸軍國としての地位、其歐亞の事件に對する影響如何、我等の戦敗によりて亞細亞に一大強國を作りたる結果如何、我財政の紊亂如何、是等の損失や勝て敷ふべからず」と。

若し夫れ日本に在ては、國民を舉げて講和條件に大不満を表し、外國人すらも日本外交の失敗を悲みて深く日本國民の憤慨に同情を表したるものあれども講和の成立は各國民の均しく祝する所にして、特に米國大統領は講和の仲介者として盡力したるを以て、米國の諸新聞紙は筆を極めて講和の成立を祝福し。彼等は道德的勝利、勝利的讓歩、若くは寛仁大度、若くは名譽の平和等有らゆる讃辭を排列して日本の外交を歡美せり。

次に歐洲大陸の輿論を見るに、亦一として日本の外交を不成功と稱するものなし。特に伊國新聞トリビユナは『日本が大統領の忠言に聽きたるは其の無形の利益を認めたるが爲にして、斯くの如きは彼の黃禍論主張者の無識を證するに足るべき實例なり。』といへり。埃國のアルバイテル、ツァイツングも亦曰く『日本は償金の爲に戦争したるに非ずして、其目的は絶東の勢力關係に在り。今や露國は之れを失ひ、日本は總て之れを得たり。』と此外ターゲ、ブラット、及ノイエ、フライ、ブレッツ等の埃國各新聞は孰れも日本の克己と寛大とを尊敬するの意を表彰したり。

唯佛國の諸新聞に於いては、日本の穩健と露國の強硬と共に賀すべしと評するもの多く、例へばル、タンの如きは「講和條約の規定は、一方に於て日本は獲得し得べき利益の極限を示し、他の一方に於ては、露國は其地理上の位置より受くる利益を示すものなり」といひたる如き、要するに佛國の地位に於て自ら斯く論ぜざるを得ざるべし。獨逸の諸新聞も稍々佛國と其の論調を一にせり。

之を要するに世界の輿論は、日本を慰藉するの調和を以て講和成立を評論するに一致したり。是れ其裏面に於て日本の外交が戦争の結果を十分取得せざりしを認識したるが故なり。此感念は我同盟國たる英國の新聞界に於て最も切なり。倫敦タイムズが日本の爲に辯護するの甚だ努めたるが如き以て見るべし曰く「平和は成れり、斯の如き大事を成就し得たる所以のものは、先づ之を日本の節度と宏量とに歸せざるはあらず。日本人は十八箇月間の連戦連勝の結果、自ら東亞の覇權を收め、韓國及支那を露國の手より釋放し、露國をして當分侵略の意を抛たざるを得ざるに至らしめたり、日本の政治家は、此堅實なる利益を收め得たるに満足し此上血を流すことなくして、此の收め得たる利益を確保せんが爲に、世界の歴史に於て殆ど未だ曾て見たることなき自制の力を示し、連戦連勝の勢に乗じ、前よりも更に大なる打撃を與へ得べき準備成り、更に確かなる成功の見込を有しながら、日本は償金に對する其の要求を抛棄し、其の戦争に要したる一切の費用を自己が雙肩に荷ふこととなしたり。夫れ日本の武士的精神は、單に金錢の爲に戦争を行ふことを卑しとせり。若し彼等が金錢の爲に戦ふが如きとあらば、是れ武士道に於て彼等が勝利の冠を汚すものと謂ふべし。日本は其戦勝に依て世界を驚歎せしめたと均しく、其寛大に依て亦世界を驚歎せしめたり」

附 録 終

明治三十九年十二月二十二日印刷
 明治三十九年十二月二十五日發行

一冊正價金貳圓

大成社 編輯部 編纂
 編纂代表者 久保三友

同 古林龜治郎
 發行者 久保鹿三
 東京市麴町區五番町八番地

印刷者 山田英二
 印刷所 博文館印刷所
 東京市小石川區久堅町百八番地

不許複製

發行所

東京市麴町區元園町
 一丁目五十番地
 大阪出張所主任

大成社
 西口義雄

卷之四

大正... 西... 大... 三... 三...

田... 田...

新... 新...

山... 山...

山... 山...

不... 不...

不... 不...

大... 大...

大... 大...

大... 大...

大... 大...

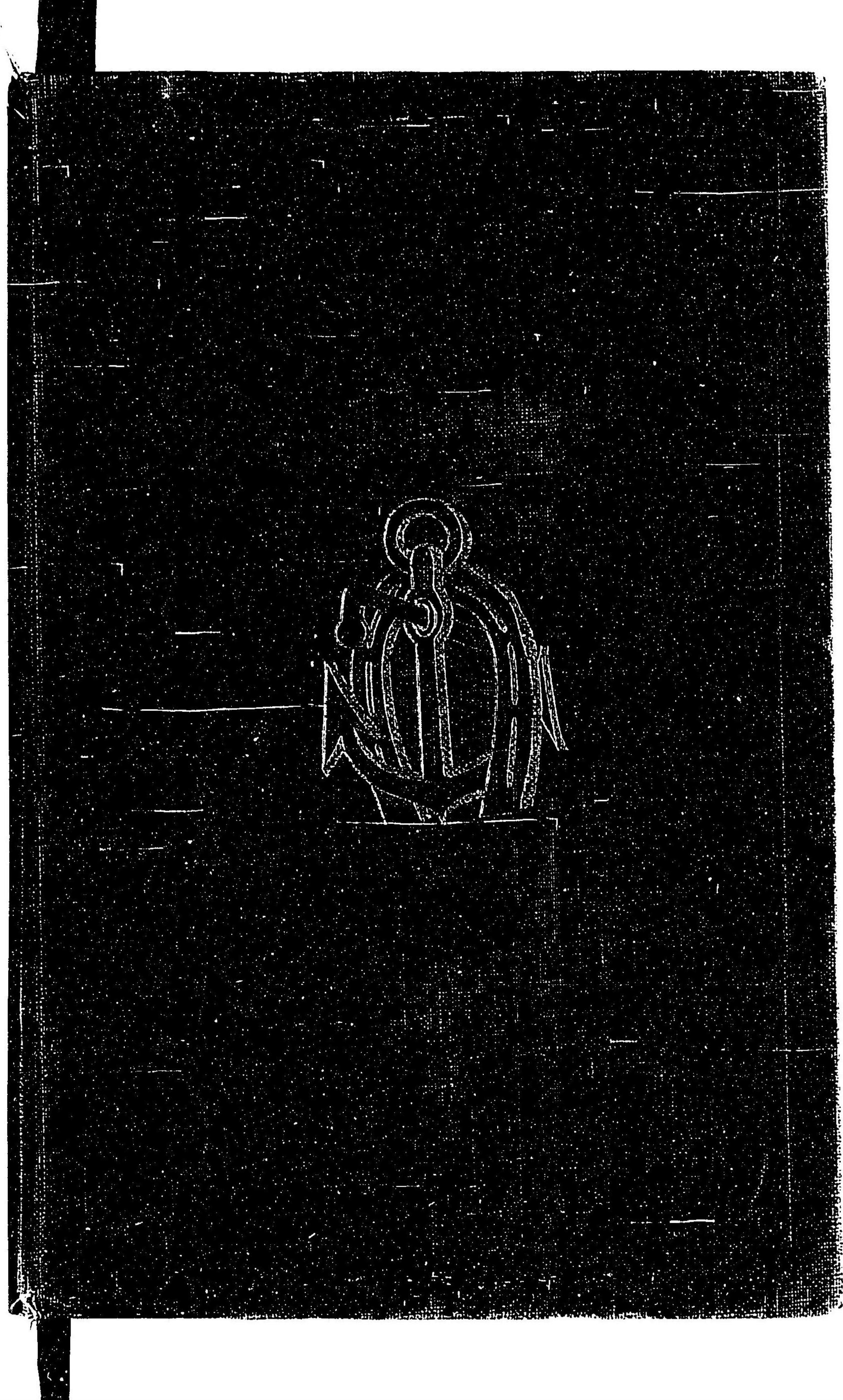
大... 大...

大... 大...

大正... 大正...

大正... 大正...

21
276



21

270

Ⓜ

002903-002-0

21-270

日露大戦史

大成社編集部編

下

M39

ACB-6474



